

## 愛知県後期高齢者医療広域連合広告掲載基本要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、広域連合の新たな財源を確保することを目的として、広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- ア 広域連合の広報印刷物
- イ 広域連合のホームページ
- ウ その他広域連合長の認める資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

### (広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、広告媒体として活用する広域連合の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、広域連合が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 広域連合の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (禁止広告)

第4条 広域連合の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのある広告その他広域連合の資産に掲載する広告として適当でないと認められる広告は、これを掲載してはならない。

2 前項に関する基準は、別に定める。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、広告媒体の所管課の長が、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を定めて行うものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置
- (4) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始及び終了日）又は印刷部数
- (5) 広告掲載料
- (6) 広告の選定方法
- (7) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告主及び広告掲載の決定)

第6条 所管課の長は、この要綱及び前条の募集要項の定めるところにより、広告掲載に係る契約を締結する者（以下「広告主」という。）及び広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告の掲載に関連して、広告主の責めに帰すべき事由により広域連合に対して損害を与えた場合には、広告主は、その損害を賠償する責めを負う。

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第3条第2項に該当していないと認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、広告の内容等が第4条第2項の基準に該当すると認められる場合は、直ちに当該広告の掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更をすることができる。ただし、広告主が遅滞なく改善を行った場合は、掲載の取止めを取り消すことができる。

3 前2項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、広域連合は、損害賠償

の責めを負わない。また、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済の広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責めに帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(審査機関)

第14条 広告主、広告の内容等が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するため、愛知県後期高齢者医療広域連合広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 総務課長
- (4) 管理課長
- (5) 給付課長
- (6) 出納室長

3 審査会の会長は事務局長とし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

4 会長は、特に必要と認めるときに審査会を開催する。

5 所管課の長は、必要に応じて審査会の開催を申し出ることができる。

- 6 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、説明又はその意見を聴くことができる。
- 9 審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 10 審査会の庶務は、総務課において処理する。  
(広告代理店への業務委託)

第15条 広域連合は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。